

計量法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)(第一条関係).....	1
○計量法関係手数料令(平成五年政令第三百四十号)(第二条関係).....	2
○計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第百六十三号)(第三条関係).....	5

改正案	現行
<p>（特定計量器）</p> <p>第二条 法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 質量計のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 自動はかりのうち、目量が十ミリグラム以上であつて、目盛標識の数が百以上のもの</p> <p>ハ・ニ （略）</p> <p>三 十八 （略）</p> <p>（使用の制限の特例に係る特定計量器）</p> <p>第五条 法第十六条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第二条第二号ロに掲げるもののうち、次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ 自動捕捉式はかりのうち、ひょう量が五キログラム以下のもの</p> <p>四 十二 （略）</p>	<p>（特定計量器）</p> <p>第二条 法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 質量計のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 自動はかり</p> <p>ハ・ニ （略）</p> <p>三 十八 （略）</p> <p>（使用の制限の特例に係る特定計量器）</p> <p>第五条 法第十六条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第二条第二号ロに掲げるもののうち、次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ 自動捕捉式はかり</p> <p>四 十二 （略）</p>

改正案

現行

別表第二（第二条、第三条関係）

一 （略）	特 定 計 量 器	一 件 に つ い て の 金 額
二 質 量 計 イ （略） ロ 自 動 は か り (1) 自動はかり (3) （略） (4) 自動捕捉式はかり (i) 自動重量選別機 ひょう量が六百グラム以下 のもの ひょう量が六百グラムを 超えるもの		五 万 六 千 七 百 円 六 万 七 百 円
		（略）
		（略）
		（略）
		（削る）

別表第二（第二条、第三条関係）

一 （略）	特 定 計 量 器	一 件 に つ い て の 金 額
二 質 量 計 イ （略） ロ 自 動 は か り (1) 自動はかり (3) （略） (4) 自動捕捉式はかり (i) 自動重量選別機 ひょう量が六百グラム以下 のもの ひょう量が五キログラム以 下のもの ひょう量が二十キログラム 以下のもの ひょう量が百キログラム以 下のもの ひょう量が百キログラムを 超えるもの		五 万 六 千 七 百 円 六 万 七 百 円 六 万 四 千 百 円 八 万 六 千 二 百 円 八 万 七 千 八 百 円
		（略）
		（略）
		（略）
		（削る）

備考 (略)	三十三 (略)	(ii) (i)に掲げる以外のもの ひょう量が六百グラム以下のもの ひょう量が六百グラムを超えるもの	四万四千元
		(削る) (削る) (削る)	四万八千元
別表第四(第二条、第四条関係)			
十三 騒音計	一十二 (略)	特定計量器	一件についての金額
			(略)
イ 使用最大周波数が八千ヘルツ以下のもの	十三 騒音計	特定計量器	六十八万三千七百元
			七十万六千円
ロ 使用最大周波数が八千ヘルツを	十三 騒音計	特定計量器	七十万六千円
			七十万六千円

備考 (略)	三十三 (略)	(ii) (i)に掲げる以外のもの ひょう量が六百グラム以下のもの ひょう量が五キログラム以下のもの ひょう量が二十キログラム以下のもの ひょう量が百キログラム以下のもの ひょう量が百キログラムを超えるもの	四万四千元
		(削る) (削る) (削る) (削る) (削る)	四万八千元 五万四千四百円 七万三千六百元 七万五千二百円
別表第四(第二条、第四条関係)			
十三 騒音計	一十二 (略)	特定計量器	一件についての金額
			(略)
イ 使用最大周波数が八千ヘルツ以下のもの	十三 騒音計	特定計量器	四十六万七千二百円
			五十二万七千二百円
ロ 使用最大周波数が八千ヘルツを	十三 騒音計	特定計量器	五十二万七千二百円
			五十二万七千二百円

備考 (略)	十四～十六 (略)	超えるもの
	(略)	

備考 (略)	十四～十六 (略)	超えるもの
	(略)	

○計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

附則別表				附則別表			
特定計量器（法第二条第四項に規定する特定計量器をいう。）	新たに使用するものについての制限の開始日	既使用のものについての制限の開始日	検定の開始日	特定計量器（法第二条第四項に規定する特定計量器をいう。）	新たに使用するものについての制限の開始日	既使用のものについての制限の開始日	検定の開始日
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	一 自動捕捉式はかり	令和四年四月一日	令和七年四月一日	平成三十一年四月一日
一（略）	（略）	（略）	（略）	二（略）	（略）	（略）	（略）
二 自動捕捉式はかり	令和六年四月一日	令和九年四月一日	平成三十一年四月一日	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）